

空き地の雑草について

空き地に雑草が生い茂ると近隣の方々に不快感を与えるだけでなく、害虫発生やごみの不法投棄の問題を引き起こす原因、火災誘発地となる恐れがあります。地域の生活環境の確保のためにも空き地の適正な管理をお願いします。

空き地を所有・管理する方へ

- 空き地の雑草の繁茂について、初夏から秋にかけては成長時期や害虫発生時期となります。秋から冬にかけては火災を誘発するおそれがありますので、定期的に現地の確認をお願いします。
- 空き地は定期的に除草や剪定を行い、近隣や地域の方々に迷惑をかけないよう適正に管理してください。
- 刈った草などを屋外で燃やす行為（野焼き）は禁止されています。可燃ごみとしてお出してください。
- ご自身で除草等ができない場合は造園業者等に除草の委託をするなどの対応をお願いします。

空き地の雑草でお困りの方へ

所有者等がわかる場合

所有者等への連絡が可能であれば、直接お困りの内容を伝え、話し合うことが早期の対応や解決の一助となります。直接要望を伝え、個人的に話し合うことが難しいという場合は、自治会等で問題を共有し、話し合いをするのもひとつの手段です。

土地の所有者については法務局で調べることができます。（有料）

- ・東京法務局八王子支局
南大沢 2-27 フレスコ南大沢 10・11 階
電話：042-670-6240

所有者等がわからない場合

所有者等が分からない場合は東京法務局八王子支局でご確認ください。（有料）また、状況によって環境保全課で所有者等を調べ、可能な範囲で適正な管理を依頼することができます。

調査に日数を要する場合や土地の管理権限が所有者にあるため、所有者の理解がなければ改善が進まないこともあります。

留意事項

- 所有者等によって除草が行われない場合でも、民有地を市が強制的に除草等を行うことはありません。

このチラシに関するお問い合わせ

八王子市環境部環境保全課 電話 042-620-7268